

爲收入減となりたるを理由に事業主に對し、現在の請負制度を従来の日給制に改むる様要求し、事業主の操短廢止曾明にも不拘其の主張を枉げざりし爲遂に七月二十五日解雇せられたので、同人は朝鮮人職工の糾合と九州統一労働門司支部の應援を求め要求書提出をなすに至つたのである。

十二、要求書提出と朝鮮人職工の罷業

七月二十八日組合應援の下に次の要求書を提出せり。

要 求 書

- 1、最低賃金一圓五十錢支給の事
- 2、八時間労働制即時實施の事
- 3、會社の都合に依る休日に日給七割支給の事（從來日給平均一圓〇七十錢に對し六十錢支給）
- 4、給與規定及解雇手當制即時制定の事

り、被解雇者辛石岩を復職せしむる事
右要求に對し社長は第五項被解雇者の復職のみを容れ他は全部之を拒絶したので、朝鮮人職工全部を糾合し遂に翌二十九日より同盟罷業をなし争議團本部を設けて抗争するに至つたのである。

十三、經過

罷業開始と共に争議團に於ては二十九日三十日三十一日と連日アジビラを撒布し、殊に會社門前に座り込み殘留職工（内地人職工）の參加勸誘に努め、且つ亦市内各工場に基金袋等を配布して一般の同情に訴ふるところありたるも反響なく、一方會社側に於ては七月三十一日罷業三日に及ぶ籌右朝鮮人職工全員（九名）に對し遂に解雇實渡をなしたのである。而して解雇と共に七月十五日より二十八日迄の